

南極地域観測事業により得られた調査観測データ・サンプルの取扱要項

平成30年11月30日
所長裁定
最終改正 令和4年5月23日

(目的)

第1 この要項は、「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所データ・試資料の取り扱いに関する基本方針」(平成22年9月24日)に基づき、南極地域観測事業（以下「南極観測」という。）において国立極地研究所（以下「研究所」という。）が担当する調査および観測によって得られたデータ・サンプルの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要項における用語は、次の各号の定めるところとする。

- 一 「データ」とは、南極観測で取得した、調査観測データ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面等の調査研究で得られた各種情報及びそれらを記録したもの、サンプルの分析データをいう。
- 二 「サンプル」とは、生物、堆積物、岩石、海水、アイスコア等の調査研究等で得られた試料をいう。
- 三 「メタデータ」とは、データやサンプルを説明する付加的な情報をいう。
- 四 「公開猶予期間」とは、データが取得された時点から、それが外部に公開されるまでの期間をいう。
- 五 「研究観測」とは、南極観測において研究所が担当する観測で、南極地域に関わる独創的・先駆的な研究の目的で、时限を定めて実施される観測をいう。
- 六 「モニタリング観測」とは、南極観測において研究所が担当する観測で、学術研究に不可欠な科学観測データを継続的に取得する目的で、中長期的な継続観測を前提とし、確立された観測手法により、自然現象を明らかにしようとする観測をいう。
- 七 「代表者」とは、研究観測及びモニタリング観測の代表者をいう。

(適用範囲)

第3 この要項は、研究観測及びモニタリング観測によって取得されるデータ・サンプルのうち、知的財産と指定されないものについて適用される。

(データレベル)

第4 データレベルとは、データ品質のことをいい、別表1に示すように2段階に分類する。

(データの提出)

第5 代表者は、データ・サンプル取得後、別表2の提出期限までに、得られた全てのデータとメタデータを第三者が利用できる状態（必要に応じて補正や品質管理の処理を実施した）にし

て国際北極環境研究センターADS推進室（以下「ADS推進室」と言う。）に提出しなければならない。なお、メタデータ書式はADS推進室が指定するものに従う。データについては、ADS推進室に提出もしくはADS推進室が推奨するサーバー（例：極地研Polarisなど）に保管するものとする。

- 2 代表者は、前項の定めに関わらず、法令で提出を義務づけられている場合やその他の国際的な取決めによる場合等には、ADS推進室へ報告の上で、それぞれの法令や取決めで定められているデータの提出、公開等の手続をとらなければならない。
- 3 前項の場合でも、メタデータは、別表2の提出期限までに、ADS推進室に提出しなければならない。

（データの公開猶予期間）

第6 代表者には、データ・サンプル取得後、別表3の公開猶予期間が与えられる。その公開猶予期間終了後、ADS推進室はすみやかにそれらを公開する。ただし、公開猶予期間内であっても、代表者は当該データの公開猶予期間を短縮しこれを終了させることができる。

- 2 公開猶予期間中のデータの利用は、代表者及び代表者が許可した者に限り認める。
- 3 モニタリング観測データは、原則として公開猶予期間を設けない。

（データ・サンプルの保管管理）

第7 代表者は、取得したデータを、第5に基づきADS推進室に提出するまでの間、適切に保管しなければならない。

- 2 サンプルを研究所外で保管する場合は、代表者が所在等の情報を管理し、その内容をメタデータに反映しADS推進室に提出しなければならない。

（データの保管・公開）

第8 ADS推進室は、提出されたデータ及びそれらのメタデータを、適切に保管するものとする。また、それらのデータ及びメタデータをオンラインで第三者が利用可能な状態で公開する。

（その他）

第9 この要項に定めるもののほか、研究観測及びモニタリング観測によって行われた調査および観測によって得られたデータの取扱いについて詳細を定める必要がある時は、南極観測委員会で審議する。

附 則

この要項は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年5月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1 データレベル（第4関係）

データレベル	高 (Quality Controlled)	公開可能なデータ
	低 (Pre-Controlled)	持ち帰った状態のデータ

別表2 データの提出時期（第4、第5関係）

データの種類		提出期限*	備考
メタデータ		1ヶ月	実施隊次の単位で区切って提出
研究観測データ	高	1年*	
	低	1ヶ月	
モニタリング観測データ		品質管理が終了次第	即時

* 提出期限の基点は、原則として、データ・サンプルを取得した観測隊の帰国日とする。

* 分析データ等で特に時間を必要とする場合は別途定める。

別表3 公開猶予期間（第4、第6関係）

データの種類		公開猶予期間*
メタデータ		2ヶ月
研究観測データ	高	2年
	低	公開しない
モニタリング観測データ		品質管理が終了次第

* 公開猶予期間の基点は、原則として、データ・サンプルを取得した観測隊の帰国日とする。また、国際的な取り決めに基づく公開猶予期間がある場合等ここで定める公開猶予期間内に公開できない合理的な理由がある場合は、個別に公開猶予期間を定める。